

策定年度	平成19年度
変更年度	平成 年度
変更年度	平成 年度

知多地域水田農業ビジョン

平成19年4月

知多地域水田農業推進協議会

目 次

(1) 地域水田農業の改革の基本的な方向	
地域農業の特性	1
作物振興及び水田利用の将来方向	1
担い手の明確化と育成の将来方向	2
(2) 具体的な目標	
作物作付品目、面積及びその販売の目標	2
担い手の明確化、育成及び担い手への土地利用集積の目標	3
(3) 地域水田農業ビジョン実現のための手段	
産地づくり推進交付金の活用方法	4
その他の事業の活用	5
(4) 担い手の明確化	
地域の担い手	6

(1) 地域水田農業の改革の基本的な方向

地域農業の特性

知多半島は、名古屋市南部の住宅及び工業地帯に接する半島部と2島（篠島・日間賀島）の5市5町からなり、総土地面積 383.73 k m²、南北 40 km、東西 12 km ~ 15 km、人口約 57 万 5000 人である。

地域で生産される作目を、知多全体で取組む広域ブランド（ふき、タマネギ、キャベツ、イチジク）と各地域で取組む地域ブランドの市場における優位性を確立し産地を拡大している。また、品種選定や運用基準などの標準化・統一化を地域の合意を得ながら進めており、これに合わせて知多全体で取組む新規統一品目の作付けも促進している。

近年、社会経済の発展に伴う生活様式の変化等により、農家の高齢化や後継者不足が進み、知多全域で遊休農地が増加傾向にある。遊休農地の増加は病害虫が発生しやすい環境をつくるだけでなく、美しい農村空間を損ない、地域活力全体を沈滞させる要因ともなる。こうした遊休農地の活用方策として、I・Uターン者や地域住民（定年退職者や地域女性などを含む）が円滑に就農できるシステムを確立し、集積・復元による園芸団地などに転換していく。また、軟弱野菜などを対象とした知多全域での統一品目の作付けや、花半島構想の推進に伴う景観形成作物の作付けなどにより、遊休農地の多面的活用を図る。

作物振興及び水田利用の将来方向

このような状況の中で、土地利用型農業を活性化させるためには、地域の中核となって土地利用型農業を担う農家や生産組織等の育成・確保を一層推進するとともに、これら担い手への農地の利用集積を通じて規模の拡大を図り、低コスト生産、高品質生産といった合理的な生産技術の確立、導入、普及や労働力、機械等の利用調整を進める必要がある。

作物振興については、米・小麦・大豆・飼料作物及び地域特産野菜・花卉・果樹の作付けを奨励していく。市街化区域の水田においては、水田の多面的機能を維持しながら、地産地消及び環境保全等に寄与するため、景観形成作物の作付を推進する。

中部国際空港整備に伴う地域の経済構造の変化から食品の表示情報の信頼性を担保・保証するため、農場から食卓までの生産・加工・流通経路の追跡・遡及、及び信頼できる情報開示システムの構築が求められている。

トレーサビリティの確立は消費者ニーズのためばかりではなく、地産

地消など新たな流通システムの構築に不可欠条件となる。生産者と消費者間のより良い関係づくりのためにシステムの本格的導入に取り組む。

また、今後ますます産地間競争が激化することが想定される中、消費者ニーズに対応した付加価値の高い高品質な米である農協指定栽培米の取組みを支援し、特色ある米づくりを推進する。

担い手の明確化と育成の将来方向

高齢化の進行、兼業農家の増加に伴い、地域の水田農業の担い手として、担い手の育成・明確化が必要となっている。

担い手の育成・確保を図るため、また、農作物の低コスト化を図るためにも、担い手にまとまりのある農地の利用集積を推進することが必要であり、利用集積に関する情報の収集・整理及び農地の利用調整を円滑に進めていく。

(2) 具体的な目標

作物作付品目、面積及びその販売の目標

作付面積

(単位：ha)

作付品目	品種名	現況	目標数値
			平成21年
水稲		3,520	3,253
小麦	農林61号	47	60
大豆	フクユタカ	185	200
飼料作物	イタリアン、ソルガム	361	400
フキ		91	95
タマネギ		336	350
キャベツ		186	200
レタス		81	100
イチジク		62	70

販売については、あいち経済連を經由した販売を行うとともに、併せて米穀卸売り、小売業者、消費者への直接販売も考慮しながら地産地消を目指すものとする。

販売目標

(単位：t)

作付品目	品種名	現況	目標数値
			平成21年
水稻		18,057	15,520
小麦	農林61号	110	140
大豆	フクユタカ	194	210
飼料作物	イタリアン、ソルガム	1,805	2,000
フキ		5,600	5,850
タマネギ		15,200	15,800
キャベツ		6,390	6,870
レタス		1,410	1,740
イチジク		1,240	1,400

担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

知多地域水田農業ビジョンにおける担い手とは、1ha以上の経営規模がある水稻主体の認定農業者、受託組織の会員、及び将来的に認定農業者となって地域農業の核となりうる意欲ある農業者とする。

優れた担い手を育成するため、関係機関と連携して農業に関する情報提供を行うとともに、担い手自らの技術及び経営管理能力向上のための農業者研修制度の充実を図る。

また、優れた担い手を確保するため、担い手育成総合支援協議会を中心に認定農業者制度を活用し、経営改善を志向する農業者の経営改善計画の作成等に対する支援を行い、認定農業者への誘導を図る。

担い手に面的にまとまりのある土地利用集積を推進するため、関係機関と連携して農家の意向調査等を行い、土地利用集積に関する情報の収集・分析をし、利用権設定等を進める。また、地域農業者の合意の下、担い手が有効な土地利用を実現するための農地利用プランの作成と推進を各市町農業委員会と連携して実施する。

担い手への土地利用集積の目標 (21年)

担い手への既集積面積	担い手への集積目標面積
515 ha	550 ha

(3) 地域水田農業ビジョン実現のための手段

産地づくり推進交付金（産地づくり対策）の活用方法

産地づくり推進交付金は、米の生産調整の的確な実施を確保するため、地域の特色ある水田農業の展開、推進重点作物・特産物の作付け及び遊休農地解消施策に重点をおいて配分する。また、永年の生産調整制度により、稲作から他作へ転換し定着した一般作物にも配分する。

交付にあっては、営農計画に基づき生産調整を実施し、集荷円滑化対策に加入していること。

[産地づくり交付金の担い手部分交付対象者の要件]

この知多地域水田農業ビジョンに担い手として規定されている農業者であること。

ア 産地づくり推進交付金（特別調整加算分を含む）

対象作物	交付単価	
	基本部分	担い手部分
麦・大豆	13,000円/10a	40,000円/10a
景観形成作物	10,000円/10a	40,000円/10a
一般作物	15,000円/10a	

(注1) 交付単価については、上記の単価を基本とするが、予算の範囲内において必要が生じた場合は、変更できるものとする。

(注2) 一般作物の対象作物は、野菜、花卉、永年性作物、飼料作物とする。

(注3) 交付金に残余が生じた場合は、翌年度に繰り越す。

イ 農地流動化助成

本ビジョンに位置づけられた担い手が1ha以上の水田で利用権設定をした場合に7,000円/10aの助成をする。

ウ 米助成

消費者ニーズに対応した売れる米作りを支援するため、農協の奨励品種で栽培指針に基づいて指定栽培米（コシヒカリ、あいちのかおりSBL）を生産している場合に10,000円/10aの助成をする。

エ 地域特産物販売促進・米消費拡大事業費

本協議会が、特産農産物販売促進・米消費拡大活動を行うのに必要な

経費について、交付金を活用する。

オ 営農組織等育成費

営農組織を育成するための研修会等を行うのに必要な経費について、交付金を活用する。

カ 作業受委託助成

受委託組織体育成に係る経費

キ その他

協議会の運営に関する必要な経費について、交付金を活用する。

その他の事業の活用

次のような制度を活用して、作物振興及び農家の経営安定を図っていく。

ア 品目横断的経営安定対策

担い手を対象とした収入減少影響緩和対策。生産調整達成と集荷円滑化対策への加入が要件となる。ただし、加入については、任意とする。

イ 集荷円滑化対策

生産調整達成が要件。ただし、加入については、任意とする。

ウ 各市町単独補助事業

生産調整を行った農業者に助成。

エ J A あいち知多単独助成

助成施策等は、生産確定数量内にて実施する。

【生産調整推進対策】

・ 麦大豆団地化推進

集荷円滑化対策に加入し、麦・大豆を4 ha以上、団地化または利用集積により集団転作した担い手に助成する。

・ 品質向上推進

団地化または利用集積により出荷された上質麦・上質大豆を対象に価格補填を実施する。

・ 地域特例作物振興

J A 栽培指針に基づき地域特例作物を10 a以上水田へ作付けし、その生産物をJ A 出荷した担い手（耕作者）に助成する。

【売れる米作り対策】

・ 指定栽培米推進

J A の栽培・出荷・販売要領等に基づきJ A 共乾施設を利用し、J A 指定栽培米として出荷する担い手（耕作者）に対し助成する。

・ 契約栽培米推進

栽培・出荷・販売要領等に基づきJ A 共乾施設を利用し契約栽培・

出荷要領に基づき J A 米として出荷する担い手（耕作者）に対し助成する。

- ・ 施設利用記帳対策

J A 共乾施設を利用し、J A 栽培履歴の記帳を提出した上で、出荷した担い手（耕作者）に対し助成する。

（４）担い手の明確化

《リストは省略》